

熱海市海洋散骨事業ガイドライン

平成 27 年 7 月 1 日

熱 海 市

1. はじめに（基本的な考え方）

- (1) 近年、実態が進みつつある散骨（撒骨）事業については、その態様も多様であり、いまだ国の法的位置付け（墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）、刑法第 190 条）も必ずしも明確ではないため、墓地埋葬行政を担う地方自治体としては、少なくとも次の二点が重要と考える。
 - ① 社会的な規範が何らない無秩序な中で散骨事業が進むのではなく、一定の社会的規範が必要であること。
 - ② 公衆衛生上の問題、国民の宗教的感情への適合、利用者の保護等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないよう相当な節度を持ったものであること。
- (2) 散骨事業については、墓地埋葬法での対応、散骨場の経営の許可等に関する条例での対応、熱海市まちづくり条例での対応が考えられるものの、海洋での散骨事業についての直接的な規定が無い状況である。
- (3) 熱海市は、古くから国際観光温泉文化都市として発展し、全国から観光地として社会的に認知されてきた歴史を持ち、現在でも年間 500 万人以上が来訪する中で、温泉だけではなく、海産物や海水浴などの海の魅力も熱海の来訪目的になっている。こうした中で仮に海洋散骨事業によって本市の社会的な認知（ブランド）が毀損し、風評被害等が生じた場合には、その経済的影響は大きく、損害賠償請求の可能性もありうる。
- (4) 市民の生活環境の保全、漁業・観光産業の関係者とのトラブルの防止、市民や別荘所有者、観光客が抱く熱海市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止の観点から、現時点で必要と考えられる内容について「熱海市海洋散骨事業ガイドライン」を定めた。

2. 目的

海洋散骨を業として行う者に対して、本ガイドラインの遵守を要請することによって海洋散骨事業の適正化を図り、もって公衆衛生、国民の宗教的感情、利用者の保護、経済的影響等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないことを目的とする。

3. 適用範囲

海洋散骨を行う事業者に適用する。

4. 事業者の責務

- (1)熱海市内の土地（初島含む。）から10キロメートル以上離れた海域で行うこと。
- (2)海水浴やマリンレジャーのお客様の多い夏期における海洋散骨は控えること。
- (3)焼骨をパウダー状にし、飛散させないため水溶性の袋へ入れて海面へ投下すること。
- (4)環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラスその他の人工物）を撒かないこと。
- (5)事業を宣伝・広報する際に「熱海沖」、「初島沖」など「熱海」を連想する文言を使用しないこと。
- (6)その他 1.はじめに（基本的な考え方）及び 2.目的を踏まえて、十分な配慮を行うこと。

以上